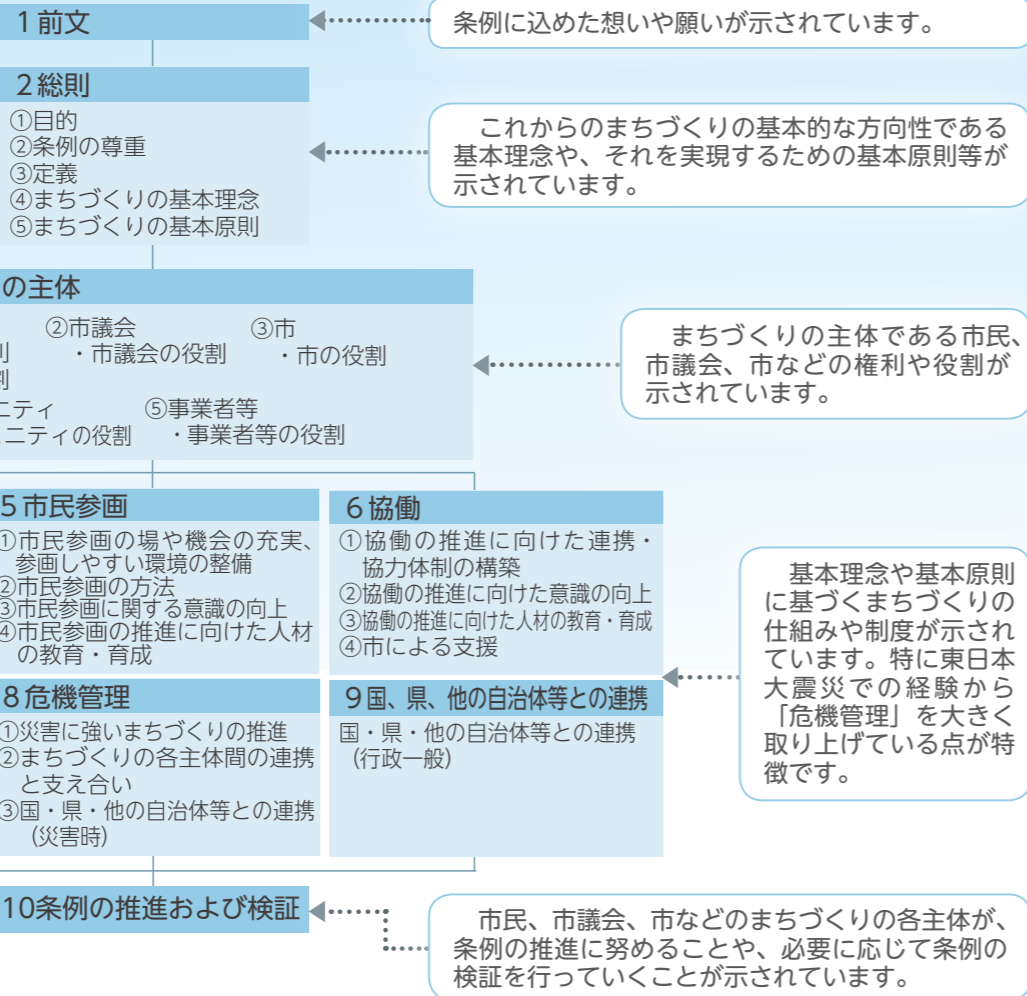


素案はどのようなものですか？

市民会議の集大成である自治基本条例素案にはどんなことが書かれているのか、章立てごとにポイントを紹介します。なお、詳細は市ホームページ (<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>) でご覧いただけます。



Interview



市民会議座長 清水晶紀氏
(福島大学行政政策学類准教授)

「委員の皆さんが素案に込めた願いを条文へ生かしてほしい」

委員の皆さんの尽力のおかげで、白河市ならでは、これからのまちづくりの方向性を素案に示すことができたと思います。市ホームページには、市民会議の会議録や委員の皆さんの白河市への思いが公開されています。ぜひご覧いただき、私たちが素案に込めた願いを感じとっていただければと思います。

これから素案は、市に設置される条例起草委員会で条文化され、市長提出条例案として議会に提案されます。起草委員となる市職員の皆さんには、20回にわたる市民会議を通じて委員の皆さんが紡ぎあげてきた素案の重みを十分に受け止め、素案の趣旨が生かされた条文を起草してほしいと考えています。

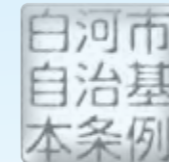
市民

市議会

市役所

ともに力を合わせて まちづくり

Let's Go



◎特集 自治基本条例通信 自治基本条例の素案がまとまりました

白河市自治基本条例とはそもそも何ですか？

1. 自治基本条例とは？

まちづくりを進めていくために、物事を考えたり、決めたりする場合の基本的なルールを定めたものです。

2. なぜ自治基本条例が必要なのか？

地方分権が進み、これからは地域のことは地域で考え、地域の責任で決める「自主自立のまちづくり」が求められ、市民、市議会、市などが連携・協力してまちづくりを進めていかなければなりません。そこで必要となるのが、まちづくりのための基本的なルールを定めた「自治基本条例」です。

市では、自治基本条例の制定に向けて、昨年7月に「白河市自治基本条例を考える市民会議」(以下、市民会議)を設置し、条例に盛り込む内容について検討を重ね、その成果が素案としてまとまりました。

広報白河では、「自治基本条例通信」の中で、市民会議の活動を取り上げてきました。今月号ではその集大成として、素案の概要を紹介します。なお、自治基本条例通信は今月で終了となります。

◎本庁舎企画政策課 ☎1111 内2324

3. 自治基本条例ができるまで

自治基本条例は、まちづくりの基本となる重要な条例のため、市民の皆さんのご意見を反映させることが必要です。そのため、市民、有識者、市職員で構成される市民会議を20回開催し、条例に盛り込む要素を示した「自治基本条例素案」(以下、素案)を取りまとめました。今後は、この素案をもとに条例案の作成を進めていきます。

市民会議でまとめられた素案を市長に提言しました!!

6月29日に、市民会議から鈴木市長へ、素案を提言しました。

今後は、市に白河市自治基本条例起草委員会を設置し、この素案をもとに、本市に合った自治基本条例案を作成していきます。



市長に素案を提言する清水晶紀座長(右)